

CONTENTS

- 2016年秋期「退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座」【大阪開催】のお知らせ — 1
 - 開催日：2016年11月8日(火)
 - 場 所：エル・おおさか(大阪府立労働センター)
- 公募委託調査研究の報告会を開催しました — 2
 - 開催日：2016年8月2日(火)
 - 場 所：ホテル サンルートプラザ新宿
 - 報告者：慶應義塾大学経済学部 教授 駒村 康平 氏
- 公募委託調査研究の報告概要 ————— 2~5
 - <大転換期の日本社会の展望>
 - 分権型福祉国家・福祉社会の確立に向けて
— 地域共同体・福祉の構築 —
慶應義塾大学経済学部 教授 駒村 康平
 - (2014年度採用)<社会連帯への架け橋>
 - 社会的排除状態の拘束性：若年層パネル調査による
検証を通じて
公益財団法人世界平和研究所 主任研究員 高橋 義明
- 「組合員教育研究会」の活動を終了しました — 5
- 全労済協会2015年度の事業報告(抜粋) — 6~9
 - 第153回理事会で確認され、第51回評議員会にて承認されました。
- 第51回定時評議員会 開催報告 ————— 9
 - 2016年8月29日(月)に開催しました。
- 研究報告誌を刊行しました ————— 10
 - 公募研究シリーズ③
障がい者の雇用と企業の新しい人的資源管理システム
— 特例子会社 24社の事例分析 —
高知県立大学社会福祉学部 講師 福間 隆康
 - 公募研究シリーズ④
高齢法改正に伴う人事・賃金制度の再構築と社会保障
制度のあり方に関する研究
研究代表者：高千穂大学経営学部 教授 田口 和雄
- 講演会報告書を刊行しました ————— 10
 - とやまの未来創生 ~富山の地方創生と未来への展望~
- FACT BOOK (2016年版) 刊行のお知らせ — 10
 - 2015年度活動報告を取りまとめました。
- 暮らしの中の社会保険・労働保険④⑤ ————— 11
 - 今回のテーマは「働き方と処遇の改革について」考えます。
- シンポジウム開催のご案内 ————— 12
 - 開催日：2016年10月24日(月)
 - 会 場：有楽町朝日ホール(東京都千代田区)
- 相互扶助事業(認可特定保険業)商品の紹介 — 12
 - 団体向け相互扶助事業 3商品を紹介しています。
- 全労済協会からのお知らせ ————— 12
 - 当面のスケジュール

2016年秋期 「退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座」 【大阪開催】のお知らせ

当協会では労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けたコーディネーター養成を目的に、毎年2回、春と秋に研修会を開催しています。本年秋は11月に【大阪】にて開催します。詳細・お申し込みについては下記サイトよりご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。

〈研修会の概要〉

- 対 象 者 労働組合の役員・担当者・書記局員、全労済プランナー等
- カリキュラム 退職準備・セカンドライフの「生き方」「生活経済」「年金、雇用保険、医療保険、税金」など
- 募 集 50名程度
- 参 加 費 3,000円(資料代2,000円+昼食代1,000円)
- 日 時 2016年11月8日(火) 10時~17時20分
- 会 場 エル・おおさか(大阪府立労働センター) 709号室/大阪府中央区

HPにて
申込み受付中

全労済協会

検索

<http://www.zenrosaikyokai.or.jp>

公募委託調査研究の報告会を開催しました

2016年8月2日(火) ホテルサンルート新宿において、慶應義塾大学経済学部教授・駒村康平氏の研究報告会を開催しました。

この度の報告会は、公募委託調査研究事業における駒村氏による研究「分権型福祉国家・福祉社会の確立に向けて—地域共同体・福祉の構築—」について、その成果を広く知っていただくことを目的に開催しました。

駒村氏は、政府の社会保障審議会委員・生活保護基準部会会長・障害者部会長、前厚生労働省顧問、社会保障改革国民会議委員などを歴任されており、当日は統計資料や実践報告など様々な資料を用いて、多角的な視点から充実したご報告をいただきました。(報告概要は本誌下記、2ページに掲載しております。)

報告会には、当協会の理事・監事の皆様に加え、連合をはじめとする様々な団体や業界専門誌各社から約50名の方々にご参加いただき、熱心に報告に聞き入りました。

なお、本報告の成果は報告書として近日刊行するとともに、9月より慶應義塾大学で開講となる当協会の寄附講座、10月24日(月)に開催する東京シンポジウムともリンクした内容となっております。

〔参加団体：連合、中央労福協、連合総研、教育文化協会、労金協会、日本共済協会、生協総研、全労済〕



公募委託調査研究の報告概要

当協会に対して2件の研究の成果報告がありました。その概要を掲載します。

なお、今回ご紹介した報告は研究報告誌として後日発行する予定です。

<大転換期の日本社会の展望>

分権型福祉国家・福祉社会の確立に向けて — 地域共同体・福祉の構築 —

慶應義塾大学経済学部 教授 駒村 康平

報告概要

社会保障制度は量的・質的に大きな転換期に直面している。

急激な高齢化・人口減少社会のなかで、社会保障制度の持続可能性が危ぶまれている。他方で、格差・貧困・家族機能の低下のなかで、複雑な社会問題、生活困窮問題を抱える人びと、世帯も増加している。社会問題が複雑化するなかで、社会保障・福祉制度は、従来の「介護」「障害」「子育て」制度別によるアプローチのみでは十分に対応できなくなっている。

この一方で、地域社会ではNPOや民間組織が生活

困窮者への相談事業を起点に、地域の資源、産業を活かして、さらに自治体と連携して、寄り添い型の支援、中間的雇用に着手し、一定の成果を上げている。こうした各地の動きについて詳細なヒアリング調査を行った。

たとえば秋田県藤里町は厳しい高齢化、人口減少に直面しながらも社会福祉協議会を中心に、引きこもり者の自立支援を起点に地域住民全体の生活困難問題への対応、多様な地域参加の促進に成果をあげている。また北海道釧路市では、地域の主力産業である石炭炭鉱の閉山による地域経済の沈滞から生活保護受給者が

急増したことを契機に、釧路市の福祉事務所を中心に、NPO や地場産業と連携し、中間的就労の場をつなげ、生活保護脱却の支援を行っている。

他にも大阪府豊中市では、社会福祉協議会が校区福祉委員会と連携し、地域の困窮問題をいち早く把握し、早期に支援する仕組みを確立している。神奈川県川崎市のだい JOB センターも民間企業との密接な連携で、就労訓練の場や雇用機会の確保に成果を上げている。滋賀県野洲市は市がリーダーシップを取って、まず行政内での生活困窮者情報の共有を進め、さらに地域社会と連携して、生活困窮者問題、消費者問題、多重債務問題の解消を目指した条例を制定した。

このように地域では、様々な取り組みが進んでいる。厚生労働省もこうした動きに追随するように 2015 年度から生活困窮者自立支援制度をスタートさせた。生活困窮者自立支援法は、生活保護制度とは異なり、生活保護制度の利用に至らない経済的困窮者の支援を行う制度であるが、制度の趣旨としては、この仕組みを使って地域内での包括的な生活困窮者支援の拡充を期待するものであった。しかし、実際には支援対象をかなり限定したり、学習支援、就労支援などの任意事業に対して関心のない自治体も少なくないなどの課題も見えている。このほか、厚生労働省は、介護保険から一部生活援助サービスを切り離し、地方の独自事業に位置づけ、地域における多様な介護支援を推進する施策も進めている。この一方で、2016 年に社会福祉法改正が行われ、社会福祉法人の地域公益活動・事業の活性化を通じて、社会福祉法人が地域福祉の主要な担い手になるように誘導している。

国全体の動きも地域社会、地域福祉への期待が高まっている。政府は、2014 年から「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、「長期ビジョン」・「総合戦略」のもと、地方の人口減少に対する対策を進めている。このなかでも、地域における課題への対応のために「地域運営組織制度」や「小さな拠点」の導入を進めている。これらの地域自治組織は、自治会・町内会といった従来の地縁組織とは異なり、地域の問題を把握、協議し、NPO や民間団体と連携して、地域経営を担い、積極的に地域の抱える問題を解決することを期待されている。

こうした動きの背景には、人口増加を前提にし、公共サービスにおける規模の経済性を追求できた、縦割り行政が効率的であった時代とは異なり、人口減少社会では、規模の経済性は期待できず、縦割り行政がかえって不効率になったこと、公共サービスの不効率化の一方で、住民ニーズは多様化し、公共サービスが対応できない「隙間」が拡大している、という政府の理解がある。

既に厚生労働省は、社会保障・社会福祉の縦割り問題を

解消するために省内に「我が事・丸ごと」地域社会共生実現本部を立ち上げ、社会保障・社会福祉サービス提供の見直し、インターフェイスの見直しに着手している。こうした一連の動きのなかで、地域の多様な問題に対応し、同時に縦割り行政の問題を解消する包括的なワンストップの組織として地域自治組織が期待されている。

地域自治組織の活動は、地域住民の互助の精神に支えられる。かつて社会保障・福祉が未成熟な時代は、各地に様々なユニークな互助組織が存在した。しかし、市場経済、福祉国家の展開のなかでその多くが姿を消している。公共部門、福祉国家の後退、社会問題の複雑化を受けて、新しい時代における互助の仕組みが重要になっている。ただし、互助が成立するためには、構成員間で、その社会・地域での価値観や倫理観の共有・理解が必要になる。これはコミュニタリアンの思想に繋がる。

福祉国家の在り方については、従来から、その役割に大きく期待する社会民主主義の思想と、個人の経済的自由の観点から福祉国家の役割を制限的に考えるリバタリアン、そして身近な社会集団における互助を優先する「補完性の原理」に基づき福祉国家の役割を限定的に考える保守主義の 3 つの思想がある。社会・地域での価値観や倫理観の共有を重視する点ではコミュニタリアンの思想は保守主義にも繋がる。現在、高まる地域自治組織への期待は、こうした保守主義への流れなのであるか。そこで展開されることになる互助の仕組みは、かつての自治会・町内会のような「拘束的・閉鎖的」なものなのだろうか。実際に、ヒアリング調査を行った、先に述べたような各地の取り組みはそうした保守的な性格を感じさせなかった。いずれも個人の生活スタイルの多様性を許容し、開放性を持ったものであった。こうした多様性と開放性を持った互助の仕組みを各地でどのように根付かせるか、「拘束的・閉鎖的」互助システムを防ぐことが大きな課題である。

そのためには、民主的に運営される地域自治組織を中心に、NPO、社会福祉法人、民間団体が連携した地域福祉の担い手による「福祉コモンズ」の確立を目指すべきである。

このような地域自主組織が「福祉コモンズ」を構成できれば、地域における互助、社会経済の持続可能性を内包化した市場メカニズム、縦割り制度を克服できた社会保障・社会福祉の三者の適切な組み合わせ、分権的福祉国家・福祉社会が可能になる。

本報告書の構成は、第 1 章で社会経済の問題の変化・政策動向、第 2 章で地域での実践を分析し、第 3 章では政府の動きと今後の地域互助の仕組み、福祉コモンズの可能性を考察した。

報告概要

1. 研究目的

欧州では1992年から貧困・格差問題への包括的対応として「社会的包摂」を掲げた。社会的排除は個人や集団に影響を与える様々な問題の結果として生じると考えられており、複雑かつ多次元で、かつ根の深い長期的な問題、原因が絡み合っている。欧州委員会は「連帯した欧州に向けて」と題する報告(COM(92)542)において、社会的排除は①社会的に統合され、アイデンティティを確立する慣行や権利において個人や集団が排除されるメカニズムである、②その範囲は仕事への参加以上のものであり、住居、教育、健康、サービスへのアクセスといった分野でも実感され、それらの分野でも排除が現れるものである、とされた。その政策効果計測のため、相対的貧困率という指標を開発するとともに、2001年以降、多元的社会的排除指標を進化させてきた(高橋, 2013)。本来、社会的排除指標は個人の幸福感との関係性も強く、貧困問題を多元的・重層的に捉え、その根源的要因を探る上で日本でも重要な指標となりうる(Takahashi, 2012)。しかし、日本において欧州などの経験を踏まえて社会的排除指標の計測を試みたものは剥奪指標を中心に検討した阿部(2007, 2014a)のみで、具体的な指標の検討は遅れている。若年層は非正規雇用比率、失業率が高い年代であり、若年雇用問題は大きな社会問題である。そこで本調査研究では排除状況が時間を経ても解消しない「拘束性」の観点から若年層に焦点を当てて指標の有効性を検証する。

2. 分析方法

(1) 研究フレームワーク

本調査研究では同一の対象者を経年で追跡するパネル調査のメリットを生かし、若年層の過去数年間の人生上の出来事(ライフイベント)も捉えた上で現在の社会的排除状況を多元的・重層的に測定する。対象者約6,000人に調査参加を依頼し、統計分析に十分な2,849人の回答を確保した(調査依頼対象者に対する回収率47.5%)。こうした調査設計により社会的排除状況が時間を経ても解消しない「拘束性」を捉えることが可能になるだけでなく、パネルデータ分析によって如何なる人生上の出来事(ライフイベント)が社会的排除状況を

悪化させるのか、改善させるのかを検討することが可能となる。

(2) 使用データ

本調査研究の分析で使用するデータは、①若年層に関するインターネット調査(以下、「若年層調査」)、②社会的排除状態と幸福度に関するインターネットパネル調査(以下、「社会的排除調査」)である。①はインターネット調査登録モニターのうち、2010年12月当時20~39歳であった者113.2万人を対象に依頼をし、2010年12月と2011年3月、5月に実施したパネル調査である(有効回答数:11,943)。若年層調査では職業、所得、幸福の状況などとは別に特別調査項目として社会的排除指標を算出するための質問を盛り込んでいる。②は①と同一の対象者に対して依頼を行い、調査協力に同意した者にものみ調査を実施した。調査時期は2016年2月である(有効回答数:2,849)。以下の分析では①と②を統合したパネルデータ(n=2,849)を使用した。

3. 分析結果の概要と考察

(1) 結果の概要

上述したデータを利用し、まず社会的排除状況を欧州の指標算出方法に準拠して算出した。欧州の数値と比較すると住居・教育関連指標は大方良好だったが、貧困率、健康、社会的ネットワーク関連指標は悪かった。若年層にもかかわらず持病を持っている比率が高く、健康不良と自己評価する者が多いのが日本社会の一つの問題点と言える。労働市場関連指標では失業率などは良好だったが、望まない非正規雇用などで悪かった。また、多くの包摂指標は幸福と統計的に有意に相関し、包摂指標の有効性が確認された。しかし、耐久財保有の有無や住居環境について相関がみられないものもあった。

次にパネルデータの利点を活かし、排除状況が時間を経ても解消しない「拘束性」を確認した。既存の労働市場分析で示される非正規雇用の拘束性だけでなく、貧困や予期せぬ出費対応、健康状態、住居費負担、友人との接触頻度などで拘束性が

確認された。拘束性の存在は構造的問題が背後にあることを意味し、社会的包摂・排除政策の必要性を示すものである。拘束性を捉える観点からも社会的排除指標は政策上重要な指標と位置づけられる。

パネルデータ分析からは人生上の出来事が社会的排除状況に与える影響を明らかにできた。具体的には貧困だけでなく、健康不良が影響しており、健康状態が悪くなった者は相対的貧困率、物質的剥奪率、友人との接触頻度ともに悪化していた。また、健康状態と貧困状態には貧困状態に陥ると健康状態も悪化するという双方向の因果関係が推測された。社会的排除から脱する要因としては結婚が健康状態を改善させる要因であることが分かった。一方、子どもの誕生は貧困にマイナス、友人との接触頻度にプラスに作用する等、家族関係の出来事が他の社会的排除指標にプラス・マイナス両面で作用することが分かった。

(2) 考察

政策的な示唆として、①健康、友人関係への影響や働いている者の貧困率の高さから、やはり貧困対策が重要であり、同一労働同一賃金や給付税額控除やベーシックインカム導入に向けて議論していく必要がある。さらに②貧困と住居費の負担の相関からその低減策も重視すべきで、家賃補助

について議論を進めることが求められる。さらに③健康不良・悪化が他の社会的排除状況を悪くしていることから生活状態の評価に「健康的な」生活を高く位置づけて予防医学の観点からスポーツを促進するとともに、フランスなどで進められている休暇時期の分散化や有給買取制度などを検討することも重要となる。④子どもの誕生が社会的排除状況にプラス・マイナス両面の影響を与える問題については折しも子どもの貧困対策が動いており、子どもの多い世帯に対する支援を厚くすることが必要である。また、⑤人間関係が希薄化した者はSNSなどネットによる交流が爆発的に広がる社会でもなかなか交流が深まらないことが分かり、地域での多様な機会の提供による孤立化への対応が必要だと思われる。最後に社会的包摂政策を進めるには指標による実態の把握と改善の追跡が重要だが、⑥幸福感との相関がほとんどない指標は社会的排除指標から除外してもよいと思われる。

ただし、以上の結果は本調査研究の分析対象に関するものである。つまり、年齢階層が現在 25～44 歳の若年層に限られる上、調査方法がオンライン調査である。また、調査期間も 5 年と限られる上、検討すべき社会的排除の分野もこれで十分かなどの課題も多い。今後はこれらを踏まえて社会的包摂・排除の拘束性に関する研究を続ける必要がある。

「組合員教育研究会」の活動を終了しました

当協会では、勤労者の生活の向上を図るために勤労者福祉・共済に関する調査研究を実施し、勤労者生活向上に寄与することを目的に活動しております。その一環として 2012 年 12 月に聖学院大学教授 大高 研道先生を研究代表者とする「組合員教育研究会」を設置し、研究を進めてまいりました。

当初は組合員教育に焦点を当てて活動を展開してまいりましたが、やがて、組合員意識への「発信源」としての「協同組合職員の意識」を調査の対象とするようになり、アンケート調査を実施いたしました。そこからは職員として、協同組合の仕組み・理念などへの理解は一定程度の高さが見られ、協同組合事業・運営をさらに発展させていくため、新たな時代を模索していく必要を感じている様子がうかがえました。研究会活動を通じて得られた成果を今後の研究へつなげることを確認して活動を終了しました。

研究代表者：聖学院大学教授 大高 研道 氏

研究協力者：東京家政大学教授 走井 洋一 氏

全労済協会 2015年度の事業報告(抜粋)

2015年度の事業報告について、第153回理事会で確認され第51回評議員会にて承認されました。

I. シンクタンク業等 【公益目的支出計画における実施事業】

〈継続事業1〉

1. 調査・研究

(1) 勤労者福祉研究会

① 日本社会構想系研究会：「2025年の生活保障と日本社会の構想研究会」

先行の「研究会」における成果を引き継ぎ、急激な高齢化、人口減少、都市・地方間の格差拡大等の課題が日本社会に与える影響について、慶應義塾大学教授 駒村康平氏を主査として幅広く考察し、研究会を終了しました。研究会の成果書籍の発行準備を進め、2016年10月24日(月)に開催予定の東京シンポジウムへ繋がります。

② 「格差・貧困の拡大の原因と是正施策に関する研究会」

2016年3月に、中央大学教授 宮本太郎氏を主査とする研究会を立ち上げ、「所得格差の拡大」、「貧困層の増加」などの課題の解消に向けた研究を開始しました。

研究成果については、報告書籍として取りまとめます。

(2) 課題別調査研究／各種調査研究活動

① 協同組合研究会

関西大学商学部教授の杉本貴志氏を主査に研究活動を継続し研究会を開催しました。

② 組合員教育研究会

聖学院大学政治経済学部教授の大高研道氏を主査に組合員教育研究会を開催し、活動を終了しました。

③ 生協共済研究会

生協共済研究会と連続学習会に参加しました。

(3) 勤労者生活実態調査

調査分析シリーズ④「共済・保険に関する意識調査結果報告書<2014年版>」を2015年10月に発刊し、内閣府、厚生労働省、都道府県労働福祉課、国会図書館他研究機関、労働者福祉協議会、労働団体、生活協同組合、労働金庫、全労済等の関係諸団体へ配付しました。

2. 情報・発信

(1) 調査・研究の研究成果を刊行物にまとめ、関係団体への提供および広報誌・ホームページによる資料紹介等、一般の個人・団体にも広く情報

提供を行いました。

(2) シンクタンクサイトにおいて、当協会主催イベントや各事業の告知・募集等を行うとともに、メールマガジンによる情報提供を毎月平均1回以上配信しました。

また、広報誌『Monthly Note(全労済協会だより)』を毎月1回発行するとともに、当協会のディスクロージャー資料(2014年度活動報告)としてファクトブック2015年版を作成しました。

(3) パブリシティ活動として、2015年度事業計画に基づきプレスリリースを定期的実施し、年10回発行しました。また、マスコミ懇話会の開催を通じて、新聞や業界紙、インターネットなどのマス媒体との関係強化をはかり、当協会の認知向上、報道関係者からの課題提起と意見交換の場として、報道関係者との懇話会を開催しました。

3. シンポジウム・講演会

シンポジウム「都市と地方の『地域の活性化』」を2015年10月31日に東京で開催(参加者491名)、講演会「とやまの未来創生～富山の地方創生と未来への展望～」を2016年4月23日に富山県富山市で開催(参加者380名)しました。

また、上記シンポジウムの報告書を2016年2月に刊行しました。

4. 勤労者教育研修会

(1) 勤労者への教育研修活動として、退職準備教育研修会／コーディネーター養成講座を東京と大阪で各1回ずつ開催し、合計で89名の方に参加いただきました。受講生のうち48名がサポートネットワークに登録され、サポートネットワーク会員は、合計326名となりました。

(2) 研修会テキスト『実りあるセカンドライフをめざして』を改訂しました。

5. 勤労者教育研修会

(1) 第1期ワーキングチームにおける検討状況の中間報告を目的として、研究会を1回、運営企画委員会を2回開催しました。

(2) 運営企画委員会からの諮問に基づき、2015年6月1日に「非正規労働者を対象とした相互扶助

制度のあり方」を検討するワーキングチームを設置し調査を進め、第1期ワーキングチームの答申書を確定し活動を終了しました。第2期ワーキングチーム設置に向けて準備を進めています。

〈継続事業2〉

1. 公募委託調査研究

- (1) 公募委託調査研究は「社会連帯への架け橋」をテーマに、6件の採用を決定し、研究に取り組んでいただいております。
- (2) 過年度の公募委託調査研究結果についての報告会を12回開催し、報告書を11冊発行しました。

2. 寄附講座の開設

- (1) 早稲田大学商学部において「少子高齢社会における生活保障論」をテーマに、2015年：全14回(304名登録、一般聴講者42名)、2016年：全14回(227名登録、一般聴講者44名)開講しました。
- (2) 慶應義塾大学経済学部において「生活保障の再構築 - 自ら選択する福祉社会」をテーマに、2015年：全14回(151名登録、一般聴講者38名)開講しました。

3. 客員研究員制度

- (1) 第3期客員研究員2名は2015年度4月に契約更新を行い、継続研究を行ないました。2016年3月をもって委託契約を終了し成果普及および報告書のとりまとめを行ないました。
- (2) 第4期客員研究員について新たに2名の採用を行ない、2016年4月から1年間の契約を締結しました。引続き各研究員の調査領域における最新動向を収集し活動を開始しました。

4. その他団体との連携

- (1) 賛助会員への加盟について
「NPO 法人日中介護事業交流協会」、「保険学会」の2団体に賛助会員として加盟しました。
- (2) 2016年3月23日(水)に発足した「介護離職のない社会をめざす会」に賛同し、正会員として入会しました。政策提言や法整備に向けた啓発やロビー活動を応援しています。

5. 国際連帯活動

- (1) 調査研究・他団体連携による支援活動として、公益財団法人国際労働財団(JILAF)が実施する「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業(SGRA)」に協力して職員を派遣(ラオス、バングラデシュ、タイ)し、支援活動への連携実施に取り組みました。
また、JILAFとの2014年度協定に基づき、「若手労働組合指導者招聘事業」の参加者受け入れについて、5チームへの講義を実施しました。

6. 自然災害等による被災者救済のための支援事業

- (1) 自然災害被災者支援促進連絡会の活動として、連絡会を開催しました。
また、自然災害議連のワーキングチーム会合、自然災害議連総会に事務局支援として参加しました。熊本地震に関する意見の集約等を含め、関係省庁を招いて熊本地震の現状について報告がありました。更にワーキングチームで検討されている課題について意見交換を行ないました。

II. 相互扶助事業

1. 相互扶助事業概況報告

相互扶助事業の3商品の目標達成状況は8頁の表のとおりです。

また、支払保険金(累計)の状況では、全制度合計で前年度比1,627件の減少で90,761件、金額は1,054万円の減少で10億7,376万円を支払いました。

なお、2014年度より開始した代理店取扱保険料は169万円でした。

2. 推進活動

事業推進活動については、当協会の理事や研究会委員等の出身産別ならび各理事等からの紹介による加盟単組、ならび各労働金庫(労金協会と連携)への直接訪問を中心に推進を進めました。2015年度は、

2014年度に開始した損害保険代理店業による、保障内容の充実と利用者の拡大を目標としました。また、損害調査体制の見直しや事業推進体制の強化など、サービスと事業効率の向上を目指した事業体制の再構築を進めました。

- (1) 各共済保険商品の推進活動について

既契約の継続的な取組み、流出防止、新規契約の拡大を継続的に行いました。制度の周知・徹底についても、全労済と連携し協力団体への送付先の拡大、未加入勤労者サービスセンターへの広報誌「Monthly Note(全労済協会だより)」およびホームページ上での継続的な推進に連動した、制度の告知活動、利便性の向上に努めました。

		2015 年度実績	2015 年度目標	目標達成率
法人火災	件数	3,745	3,795	98.68%
	純増数	50	100	50%
	増加率	1.35%	2.71%	---
	収入保険料	43,253,649	40,617,583	106.49%
	1年換算保険料(※)	74,322,065	---	---
法人自動車	件数	3,432	3,393	101.15%
	純増数	69	30	230.00%
	増加率	2.05%	0.89%	---
	収入保険料	95,116,900	91,810,089	103.60%
自治体慶弔	件数	658,509	658,163	100.05%
	純増数	8,346	8,000	104.32%
	増加率	1.28%	1.23%	---
	収入保険料	1,370,785,499	1,374,149,921	99.76%
代理店	代理店取扱保険料	1,690,010	10,000,000	16.90%
	1年契約	1,690,010	---	---
	2年契約	0	---	---
	3年契約	0	---	---
		2015 年度実績	2015 年度目標	目標達成率
全制度合計	件数	665,686	665,351	100.05%
	純増数	8,465	8,130	104.12%
	増加率	1.29%	1.24%	---
	収入保険料	1,509,156,048	1,506,577,593	100.17%
	収入保険料(1年換算)	1,540,224,464	1,506,577,593	102.23%

(※) 法人火災共済保険の2年・3年契約について、それぞれ2/1・3/1として1年間の実質の収入保険料に換算した数値としています。

また、全労済・産別と連携した未利用団体(協力団体・単組)への加入促進としてダイレクトメールによる推進にも取り組みました。

勤労者団体への相互扶助活動としては、全労済および全福センター等と連携した推進活動を展開し、福祉事業団体・各産別本部への積極的な推進を図りました。

3. 関係団体への推進について

- (1) 労働金庫への推進を進め、また各単金への訪問を行ない預託実施等による関係強化を図りました。
- (2) 今年度からの新たな取り組みとして、更新団体に対するフォローハガキの送付を実施し満期ごとに対応しました。

4. 社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福センター)関連

- (1) 認可特定保険業の加入推進協力、新チャネル開発に向けた協議および実施説明を行うため、定時総会、ブロック会議へ参加しました。

5. 自然災害被災に対する対応

- (1) 2015年7月の(台風9号、11号)・2015年8月の(台風15号)の大規模災害の被害につ

いては、現場調査省略による迅速な支払対応を行いました。また、洪水被害等をもたらした2015年9月の(台風18号)については、書類審査による支払対応を進めました。

- (2) 2016年4月の熊本地震への対応

① 法人火災共済保険について

地震の災害の場合、お見舞金の支払となることを説明し対応しました。

② 自治体提携慶弔共済保険について

サービスセンターへのお見舞いのご連絡を行なうとともに、書類審査(罹災証明書での判断)での対応をお願いしました。

- (3) 2016年4月17日の暴風被害は、特に北陸地方の被害を中心に支払い対応を行ないました。

6. 苦情受付・対応状況について

受け付けた苦情について当協会内部で情報の共有化を徹底し、申立者へ対応を図りました。

7. 損害保険代理店業について

- (1) 保険業法に基づき、代理店として適切な保険募集及び個人情報等の管理を行なっていることを確認する目的で、共栄火災海上保険株式会社の指示のもと自主点検を実施し報告を行いました。

また、「損害保険代理店委託業務契約書第7条第3項」の規定に基づき、2015年8月27日(木)に代理店監査の実施通達を受け、代理店業務室を中心に対応を図りました。

- (2) 損害保険代理店の実施にあたり、損害保険募集人のコンプライアンス研修を実施しました。研修は、2015年度に代理店の使用人として届出された、当協会の該当18名について、すべて履修完了となりました。
- (3) 推進状況については、認可特定保険業の推進と併せて団体の保障ニーズに合わせた提案を随時行なってきました。また、現在認可特定保険業では協力団体からの問い合わせに対し、代理店業として共栄火災海上保険株式会社の商品を提案し2団体で契約締結となりました。

8. 共栄火災海上保険株式会社との業務提携委員会の開催について

業務提携委員会を開催し、この間の課題として検討を行ってきた新チャネル開発および法人自動車共済保険の損害調査体制の構築について意見交換を行いました。

9. 審査委員会・裁定委員会について

第149回理事会(2015年8月28日開催)にて委員会設置を確認し、委員の選定・委嘱を確認しました。審査委員会の委員は、全員の再任を確認し、

裁定委員会の委員は1名の交代を行い、その他の委員については再任を確認しました。

また、2015年度第1回審査委員会・裁定委員会の合同会議を2015年11月19日に開催し、委員長の互選を行った後「マイナンバー制度の現状と課題」をテーマに学習会を開催しました。

Ⅲ. 法人運営

1. 内閣府等への報告

第48回定時評議員会(2015年8月28日開催)での決議を受け、「公益目的支出計画実施報告」「認可特定保険業業務報告」「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始に関する届出」「収益事業開始届」を各機関に提出し受理されました。

2015年度決算時点

【公益目的財産額：1,813,328,870円

(算定日：2016年5月31日)】

【公益目的支出計画完了見込：2025年5月31日】

2. 監査の実施

リスク管理態勢として、監事による業務監査および公認会計士による外部監査を実施するとともに内部監査計画・態勢の整備を行い、法人の運営や各部門の業務執行状況、個人情報保護態勢等についての内部監査を年間2回実施しました。

第51回定時評議員会 開催報告

第51回評議員会を下記のとおり開催し、協議を行ったすべての議案について承認されました。なお、第51回評議員会において、役員選任(交代)を行ない、理事1名、評議員1名の後任候補者が確認されました。

(1) 第51回定時評議員会

●日 時 2016年8月29日(月)

●ホテルサンルートプラザ新宿 2Fカトリア

【協議事項】

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 2015年度事業報告および決算報告承認の件 |
| 第2号議案 | 2015年度公益目的支出計画実施報告(案)に関する件 |
| 第3号議案 | 2015年度認可特定保険業業務報告書(案)に関する件 |
| 第4号議案 | 2016年度補正予算(案)に関する件 |
| 第5号議案 | 役員報酬に関する件 |
| 第6号議案 | 役員等の辞任に伴う補欠後任者の選任に関する件 |

【報告事項】

- | | |
|-------|---------------------|
| 第7号議案 | 2016年度機関会議等の日程に関する件 |
| 第8号議案 | 常勤理事の業務報告 |

【新理事】

伊藤 昭彦 氏 学識経験者

【新評議員】

西岡 裕之 氏 一般社団法人 日本共済協会 専務理事

研究報告誌を刊行しました

公募委託調査研究の成果として2冊の研究報告誌を刊行しました。ご希望の方は、当協会ホームページの「報告誌ライブラリー」の「公募研究シリーズ」ページから該当の報告誌をお申し込みください。

●公募研究シリーズ ⑤③

「障がい者の雇用と企業の新しい人的資源管理システム — 特例子会社24社の事例分析—」
(高知県立大学社会福祉学部 講師 福間 隆康)

●公募研究シリーズ ⑤④

「高齢法改正に伴う人事・賃金制度の再構築と社会保障制度のあり方に関する研究」
(研究代表者：高千穂大学経営学部 教授 田口 和雄)



講演会報告書を刊行しました

本誌 vol.113 でご紹介しました、2016年4月23日に富山県富山市において開催した講演会「とやまの未来創生 ～富山の地方創生と未来への展望～」の報告書を刊行しました。同報告書をご希望の方は、当協会ホームページの「報告誌ライブラリー」の「シンポジウム・講演会報告誌」ページからお申し込みください。

●講演会報告書

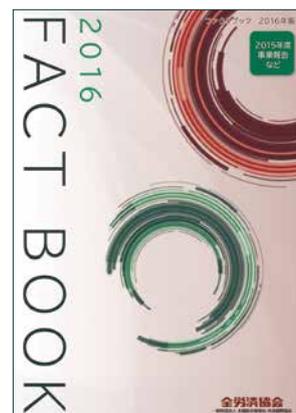
「とやまの未来創生 ～富山の地方創生と未来への展望～」



FACT BOOK (2016年版) 刊行のお知らせ

当協会では、組織・事業の紹介と2015年度に取り組んだ年間活動のとりまとめを行い『ファクトブック2016年版』として刊行いたしました。追加の送付等のご要望については、お手数ですが下記までお問合せください。

03-5333-5126 (代表) 経営管理部 経営管理課



働き方とその処遇を巡って、注目される判決や報告書が出されました。今回はこれらについて考えます。

Q1. 最近、正社員と非正社員の均等待遇・均衡処遇を巡る争いの判決が注目されているようです。

A1. 一つは長澤運輸事件・東京地裁平成28年5月13日判決です。セメント輸送業を行う従業員66名の会社でバラセメントタンク車の乗務員として働き、60歳定年後も有期契約で再雇用された嘱託社員3人が、定年前と同一の職務の内容にもかかわらず不合理な労働条件だとして、期間の定めによる不合理な労働条件を禁止した労働契約法20条にもとづき、正社員としての地位の確認と賃金差額の支払いを求めました。

判決は、①当該労働条件の相違は期間の定めの有無に関連して生じており、労働契約法20条が適用される、②同法20条は労働条件の相違の不合理性を考慮する3要素を挙げているが、本件では「職務内容」も「職務内容と配置の変更の範囲」も正社員と同一であり、定年退職再雇用などの「その他の事情」を考慮しても不合理である、③従って同法20条により当該労働条件の定めは無効で、正社員就業規則の賃金の定めが適用される、として賃金差額の支払いを命じました。

現在、被告会社は東京高裁に控訴しています。

もう一つはハマキョウレックス事件・大阪高裁平成28年7月26日判決です。全国に事業所のある従業員4,597人の物流会社でドライバーとして働く契約社員一人が、7種類の手当が正社員にのみ支給されているのは、労働契約法20条に違反し無効だとして、手当の支給を求めました。

平成27年の大津地裁判決は、社員と契約社員の間には、就業場所や業務内容の変更の範囲、将来の中核人材としての立場の違いがあり、6つの手当の不支給は不合理とは言えず、通勤手当のみ不合理と判断。控訴審の大阪高裁判決は、同様に立場の違いなどを認め、住宅手当・皆勤手当・家族手当の不支給は、転勤の可能性、契約更新時の時給改定への反映その他の事情を考慮すると不合理でないとする一方、通勤手当・無事故手当・作業手当・給食手当の不支給を不合理として、不法行為による損害賠償を命じました。

労働契約法20条を根拠にして均等待遇を求める個別労働紛争は今後も増えると思われます。

Q2. 一方、働き方の改革を巡る議論も盛んですね。

A2. 8月3日の内閣改造により働き方改革担当大臣が新設され、そのもとで「働き方改革実現会議」が年度内に実行計画を取りまとめる予定です。これに先立ち8月2日、厚生労働省の「働き方の未来2035」懇談会が報告書を公表しました。

報告書では「基本として求められる視点」として、「2035年には、個人が、より多様な働き方ができ、企業や経営者などとの対等な契約によっ

て、自律的に活動できる社会に大きく変わっていくこと」を前提とすると、「すべての働くという活動も、相手方と契約を結ぶ以上は、民法が基礎になる」とし、多様な人々が働くという活動に対して必要な法的手当・施策として、①情報の非対称性の軽減のための十分な情報提供の枠組み作り、②民間事業者も活用した働く本人への生活保障と保険の提供、③優越的地位をもたらす当事者の交渉力格差に対する独占禁止法による対処、④能力開発や教育訓練の機会の提供、の4つを示しました。特に、自律的な活動なのだから労働法ではなく「独占禁止法によって(中略)かなりの部分それで対処できる面があるかもしれない」とした点が注目されます。

2035年には雇用労働以外の労働形態が急増することがこの報告書の前提ですが、IT革命が進行する中での非正規雇用の広がりにも鑑みると、AI(人工知能)の活用が広がるとはいえ、それを駆使する自律的な働き方が多数になるとは考えられません。多様な働き方に対する法的保護の枠組み作りは重要ですが、労働を自由な契約の対象にすることは、労働の特性(肉体や精神の侵害、無資力性と労働力の非貯蔵性、指揮命令による自由の制約)に起因する弊害を生じさせかねません。

また、1890年の米国の反トラスト法(シャーマン法)は、労働組合の団結権などを制限し労働組合運動を抑圧しましたが、「共同ボイコット」や「優越的地位の濫用」に対する独占禁止法の規制の労働市場への適用は、その過ちを繰り返すこととなります。さらに、正当な争議行為に対する刑事免責の否定や損害賠償請求の議論を誘発することも懸念されます。

Q3. 今後の働き方改革はどう進むのでしょうか。

A3. 正社員の長時間労働と非正社員の賃金労働条件の劣悪さという雇用労働の2極化が社会問題になっています。長時間労働はメンタルヘルス不調を増加させるとともに、家庭の子育て力の低下や地域社会への無関心を招いています。また、非正規で働く母子世帯の母親や「不本意非正規」労働者の低賃金の固定化が進んでいます。

一方、今年10月からは短時間労働者への社会保険適用が一部拡大され、最低賃金が加重平均で25円(3%)引き上げられます。また、労働契約法18条により2018年4月以降、有期労働契約から期間の定めのない労働契約への転換の申込が増えることが想定されます。長時間労働の規則強化やこれらの取り組みにより安定した働き方が増え、安心が労働生産性の向上と賃金引上げにつながる好循環が広がること、そして労働契約法20条などが非社員の包摂とディーセントワークの支えとして、さらに機能することを期待したいと思います。

(特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

シンポジウム開催のご案内

9月16日まで
申込み受付中!!

- **テーマ** 「2025年の日本 破綻か復活か」
- **日時** 2016年10月24日(月) 14:00～17:00
- **会場** 有楽町朝日ホール (東京都千代田区 / 各線有楽町駅より徒歩約2分)

詳細は全労済協会ホームページを
ご覧ください。

全労済協会

検索

相互扶助事業（認可特定保険業）商品の紹介

当協会では、相互扶助事業として団体向け保険商品（以下の3商品）を取り扱っています。
各団体の保険加入状況等を再度ご確認ください、当協会制度での保険料試算等、お気軽にお問合せ下さい。

【法人火災共済保険】



団体が所有する建物・動産が火災等の被害を受けた場合にその損害をカバーする保障制度です。

【法人自動車共済保険】



団体が所有する自動車が一事故を起こし、賠償責任を負うことになった場合の保障制度です。

【自治体提携慶弔共済保険】



全国の中小企業で働く勤労者の相互扶助・福利厚生を充実させるために勤労者福祉サービスセンター等が行っている給付事業をサポートするための制度です。

全労済協会からのお知らせ

●全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
10月24日(月)	東京シンポジウム	会場：有楽町朝日ホール
11月8日(火)	退職準備教育研修会 / コーディネーター養成講座	会場：エル・おおさか
11月16日(水)	第155回理事会	役員等の辞任に伴う補欠後任者の選出に関する件 他

計報・・・当協会元理事長 山岸 章氏（86歳）が、4月10日にご逝去され、7月19日に都内にて連合、情報労連、エヌ・ティ・ティ労組、全労済協会が発起人団体となりお別れの会を行ないました。これまでのご尽力に心より感謝を申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

Monthly Note (全労済協会だより) vol.116 2016年9月

発行：**全労済協会**
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人：高木剛 編集責任者：安久津正幸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5 階
TEL. 03-5333-5126 (代表) FAX. 03-5351-0421
《ホームページ》 <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>